

監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 平 沼 健
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局規程（平成7年岩手県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(勤務条件)</p> <p>第2条 職員の勤務時間その他勤務条件は、知事の事務部局の職員の例による。</p> <p>(行政文書の記号及び番号)</p> <p>第5条 行政文書には、次により記号及び番号を付けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般行政文書については、<u>総務課所掌に係る文書については岩監総、監査課所掌に係る行政文書については岩監</u>の頭字を付けること。</p> <p>(行政文書の差出名)</p> <p>第6条 行政文書は、監査委員氏名又は代表監査委員氏名を用いなければならない。ただし、軽易なものについては、局長名、局名、<u>課長名又は課名</u>を用いることができる。</p> <p>(文書管理主任)</p> <p>第8条 文書管理主任は、<u>総務課長</u>が別に指定するものをもって充てる。</p> <p>(文書整理担当者)</p> <p>第9条 文書整理担当者は、<u>課長</u>が所属職員のうちから指名する。</p>	<p>(勤務条件)</p> <p>第2条 職員の勤務時間その他勤務条件は、知事の事務部局の職員の例による。<u>ただし、職員の被服貸与については、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(行政文書の記号及び番号)</p> <p>第5条 行政文書には、次により記号及び番号を付けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 一般行政文書については、岩監の頭字を付けること。</p> <p>(行政文書の差出名)</p> <p>第6条 行政文書は、監査委員氏名又は代表監査委員氏名を用いなければならない。ただし、軽易なものについては、局長名、局名、<u>総括監査監名又は企画調整担当監査監名</u>を用いることができる。</p> <p>(文書管理主任)</p> <p>第8条 文書管理主任は、<u>総括監査監</u>が別に指定するものをもって充てる。</p> <p>(文書整理担当者)</p> <p>第9条 文書整理担当者は、<u>総括監査監</u>が所属職員のうちから指名する。</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸与を受けること のできる職員</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">員 数</th> <th style="text-align: center;">貸与期間 (年)</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事現場監査に従 事する職員</td> <td style="text-align: center;">作業着</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考	工事現場監査に従 事する職員	作業着	1	2	
貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考							
工事現場監査に従 事する職員	作業着	1	2								
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。